

一般社団法人全日本学生バドミントン連盟 細則

第1章 組織

- 第1条 本細則は、一般社団法人全日本学生バドミントン連盟（以下「本連盟」という）定款第14章第50条に基づく運営について、細則を定めることを目的とする。
- 第2条 本連盟は、各地区学生バドミントン連盟（以下、「各地区学連」という）の全加盟校を以って組織する。
- 第3条 各地区学連の地域割は、次のように定める。
北海道地区学連：北海道
東北地区学連：青森、岩手、宮城、山形、秋田、福島
関東地区学連：東京、神奈川、茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木、山梨
中部地区学連：新潟、長野、富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重
関西地区学連：京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、滋賀
中・四国地区学連：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州地区学連：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- 第4条 本連盟は、次の大会を主催する。
（1）全日本学生バドミントン大学対抗戦
（2）全日本学生バドミントン選手権大会
（3）東日本学生バドミントン選手権大会
（4）西日本学生バドミントン選手権大会

第2章 加盟及び脱退

- 第5条 各地区学連は、運営本部が定める期日までに所定の方法で、地区学連役員名簿、各地区学連加盟の大学名簿及び登録者名簿を作成し、運営本部に提出すること。
- 第6条 登録単位は、定款第6条が規定する団体正会員を1単位とする。
- 2 同一大学で複数の団体（部）を登録する場合は、以下の条件のもと、運営本部にてこれを決定する。
（1） キャンパスや学部など、団体の区分けが明瞭であること。
（2） 所属大学内における位置づけが完全に別組織であること（会計が異なるなど）。また部として認められていること。サークル・同好会は認めない。
（3） 複数の団体の登録が認められた場合、重複して加盟（兼部）することはできない。またその都度所属団体を変更し、出場チームを選択することは認めない。
- 3 同一学校法人に所属する短期大学と大学との合同チームの編成については、以下の条件を満たす場合に限り、これを認める。
（1） 同一学校法人に所属する大学と短期大学のバドミントン部であること。
（2） 登録団体（部）名は大学または短期大学のいずれかに統一すること。
- 第7条 前条の登録単位は、同一大学に男子部と女子部がある場合は、別個の登録単位とする。
- 第8条 登録内容に異動があった場合、当該地区学連は、遅滞なく運営本部に届け出ねばならない。
- 第9条 各地区学連に登録した大学は、必ず本連盟に登録せねばならない。
- 第10条 本連盟への登録年数は、加盟校に入学した入学年度から継続した4年間（短大は2年間、

大学は4年間、医学部等は6年間)とする。但し、一旦大学を中退し同一大学へ再入学、又は他大学へ編入した場合は、当該登録学生を調査し、運営本部会議でこれを決定する。

第11条 本連盟の主催する大会は、日本国で出生し引き続き国内に居住している登録学生が出場できるものとする。但し、外国籍部員の扱いについては別途定める。

第12条 次の各項に該当する者は、本連盟に登録することができない。

(1) 一旦大学を卒業した者。但し、短大より大学へ編入する者に限り卒業として取り扱わない(残り年数は2年とする)。

(2) 聴講生・研究生・通信課程生・大学院生・高専生・専科生・別科生・専攻科生

第13条 次の各項に該当する登録学生は、本連盟主催の大会には出場することができない。

(1) 理由の如何を問わず停学謹慎中の者及び休学中の者

第14条 本連盟の経費は、登録費及びその他の正当な収入によって支弁する。

第15条 本連盟の登録費は、団体正会員(男女別)5,000円、個人正会員2,000円とし、登録と同時に各地区学連が一括して運営本部に納めなければならない。

第3章 役員の選出

第16条 理事・監事の選出は、理事会及び社員より推薦候補者を募り、社員総会にて決定する。

(役員の定年と任期)

第17条 役員の就任時における年齢は、70歳未満とする。ただし、改選時まで役員として在任していた者については、1期2年を限度として再任を妨げない。また、特別の事情あるときは、1期延長することができる。

(会長に関する規定)

第18条 会長の任期は、1期2年とし4期(8年)までとする。

第19条 会長の選出は、社員総会で選任された理事の中から理事会にて決定する。

(監事に関する規定)

第20条 監事は、理事会及び社員総会に出席し、定款第26条の監事の職務の範囲内で意見を述べることができるが、議決権はないものとする。

第21条 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係にある者又は本法人と取引関係にある者は就任することはできない。

(名誉会長に関する規定)

第22条 名誉会長の職務は、会長の要請により理事会及び社員総会に出席し、本連盟の運営に関して相談・教示する。名誉会長の任期は1期2年とし、再任はない(上限1期)。

第23条 名誉会長は、理事会及び社員総会に出席し助言することができるが、議決権はないものとする。

(専門委員に関する規定)

第24条 (公財)日本バドミントン協会の理事候補者、評議員及び専門委員等の選出は、理事会がこれを行う。

第4章 運営本部

第25条 本連盟の事業を円滑に行うため、理事会の議を経て運営本部を設けることができる。

第26条 運営本部は、本連盟の事業運用に伴い実務的な企画、決定、遂行を行う。

第27条 運営本部は、すべての理事、会計担当者及び学生委員で構成する。

第28条 学生委員は、各地区学連より1名ずつ選出(計7名)する。原則、各地区学連委員長との

兼務は行わない。なお、会長が必要と認めたときは、理事会の議を経て若干名を委嘱することができる。

第29条 運営本部は、次の役員を置く。

- ・会長 1名（代表理事）
- ・副会長 2名以内（理事）
- ・総務部長 1名（理事）
- ・競技部長 1名（理事）
- ・会計 2名（定款第44条に定める会計担当者1名及び学生委員1名）
- ・全日本委員長 1名（学生委員）
- ・全日本副委員長 2名（学生委員）

（部署と役割）

第30条 運営本部には次の部署を設ける。【別紙】

1. 総務部

- ・ 会議全般に関わる業務（議事録管理・開催通知等）
- ・ 主催大会時及びその組合せ時における宿泊全般に関わる業務
- ・ 大会式典関係（開閉会式等）の業務
- ・ 定款・細則の管理
- ・ （公財）日本バドミントン協会・（一社）大学スポーツ協会への対応
- ・ 事業計画・会計業務管理
- ・ 他団体への対応

2. 広報部

- ・ 選手等の個人情報の管理
- ・ マスコミへの対応
- ・ ホームページの管理
- ・ 画像作成・配信の管理
- ・ スポンサー関係業務

3. 競技部

1) 競技企画運営

- ・ 主催大会の開催要項の管理（主管連盟対応）
- ・ 主催大会の組合せに関する業務と当日の運営※1
- ・ 主催大会中の競技全般の指導及び審判関係の指導

2) 選手強化

- ・ 選手強化に関する全般諸業務（計画・実践・評価・予算）
- ・ 国際大会派遣計画（予算・スタッフ）
- ・ 選手強化協力委員の構成（予算・スタッフ）

3) 競技分析

- ・ 選手強化に資するデータの解析

※1：日本学生ポイントランキング表の管理・組み合わせ基準の管理及び
レフェリー打合せ含む

(運営本部会議)

第31条 運営本部会議は、運営本部構成員で構成する。

2 会長又は全日本委員長が必要と認めたときに召集し、会長が必要と認めたときは、他の役員、学識経験者、業者等を出席させることができる。

3 運営本部会議の内容が定款第4条に規定される4大会に関わる事項である場合、主管学連会長および主管学連委員長は、運営本部会議に出席することができる。

第32条 運営本部会議は、本連盟の事業執行に関する事項、渉外に関する事項、その他競技に関わる重要事項を審議し、執行する。

(学生委員会)

第33条 学生委員会は、各地区より選出された運営本部に属する学生委員で構成する。

2 全日本委員長が必要と認めたときに召集し、全日本委員長が必要と認めたときは、他の役員、学識経験者、業者等を出席させることができる。

第34条 学生委員会は、大会運営などにおける実務的事項を審議し、執行する。

(地区委員会)

第35条 地区委員会は、各地区学連会長で構成し、各地区学連会長が必要と認めたときに招集する。

第36条 地区委員会は、各地区学連において生じた課題や要望を集約し、運営本部に意見する。

(その他委員会)

第37条 その他の委員会は、運営本部が必要と認めたときに、理事会の議を経て新たに立ち上げることができる。

第6章 経費

第38条 諸業務並びに諸事業に関わる役員・委員に対する日当及び旅費は別途の通りとする。なお、諸業務を遂行するために専門的な技術を有する外部有識者が必要な場合は、会長より委嘱し、日当及び旅費を支給することができる。

第7章 罰則

第39条 本連盟の規定する事項に反した場合は、本連盟及び該当地区学連に対する一切の権利を失う。但し、罰則を適用される期間は登録年数からこの期間を差し引くものとする。

第40条 学生としての本分に反したる者は、各地区学連の総会において処罰し、理事会の承認を得るものとする。

第8章 細則の改正

第41条 本細則の改正は、運営本部での議を経て、理事会においてこれを承認する。

第9章 付則

第42条 本細則は、2025（令和7）年4月1日より発効する。

別添資料Ⅰ 外国籍部員等の登録及び競技参加資格に関する規定

Ⅰ－1. 外国籍部員の扱い

外国籍部員の分類

- A. 日本で出生し、引き続き日本で生活をしている外国籍部員
- B. 日本で義務教育を終了した外国籍部員
- C. 日本の高等学校の3年間を終了した外国籍部員
- D. 日本の大学に外国から留学により入学した外国籍部員
- E. 日本の大学に外国の大学から転入学した外国籍部員
- F. その他の外国籍部員

Ⅰ－2. 外国籍部員の登録

- 1. 外国籍部員の分類A. B. C. Dの部員は日本人同様に登録することができる
- 2. 分類Eの部員は最短修学年限から本国に於けるすでに修学した年数を控除した年数に限り登録することができる
- 3. 分類Fの部員については、都度内容を検討し、運営本部の決議による

Ⅰ－3. 外国籍部員の競技会参加規定

- 1. 外国籍部員の分類A及びBの部員は日本国籍部員同様に扱う
- 2. 団体戦については、分類C. D. Eの外国籍部員は競技会の登録は2名までとし、出場は1名に限り単複は兼ねられる
- 3. 個人戦については、分類C. D. Eの外国籍部員は各大学からシングルス1名、ダブルス1名までとする。単複は兼ねられない
- 4. 分類Fの部員については、都度内容を検討し、運営本部の決議による

Ⅰ－4. 全日本総合バドミントン選手権大会の推薦について

- 1. 外国籍部員が全日本学生バドミントン選手権大会で8位以内に入った場合、外国籍部員の全日本総合バドミントン選手権大会への推薦はできない

Ⅱ－1. その他

1. その他は一般社団法人全日本学生バドミントン連盟定款及び本細則に則る

別添資料Ⅱ 日当規定

大会運営、会議における旅費・日当及び地区学連との負担区分は以下の通りとする。【別紙】

- ・ 交通費：実費（領収書の提出が必要）
- ・ 交通雑費：2,000円
- ・ 宿泊費：実費（領収書の提出が必要）
- ・ 日当：3,000円

【全日本学連主催大会（全日本学生選手権，全日本大学対抗戦，東西インカレ）費用負担区分】
（全日本学連負担のもの）

- ・ 全日本学連名誉会長（※1）
- ・ 全日本学連理事
- ・ 外部有識者（※1）

（主管学連負担のもの）

- ・ レフェリー（※2）
- ・ 運営補助要員等

（各地区学連負担のもの）

- ・ 全日本学連学生委員
- ・ 上記以外の各地区学連役員

【組み合わせ会議】

（全日本学連負担のもの）

- ・ 全日本学連名誉会長（※1）

- ・全日本学連理事
- ・外部有識者（※1）

（主管学連負担のもの）

- ・レフェリー（※2）
- ・運営補助要員等

（各地区学連負担のもの）

- ・各地区学連役員（会長・委員長等）
- ・全日本学連学生委員
- ・各地区学連の追加要員

※1：全日本学連会長の出席依頼要請がある場合

※2：全日本学生選手権及び全日本大学対抗戦は日本バドミントン協会が負担